

京都府鳥獣保護区等位置図（令和8年度）

狩猟者が模範をしめせ自然保護！！

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。
万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに
関係府広域振興局・京都林務事務所におたずねください。

狩猟の徳義を守りましょう

1. 狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2. 獲物によい生息環境を与えること。
3. 獲物の数を誇るような風習をやめること。
4. 確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
5. わな、網等に非狩猟鳥獣がかかった場合は、ただちに放してやること。
6. 獲物を半死にした場合は回収につとめること。
7. 先着の狩猟者の先回りをお願いすること。
8. 他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
9. 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたらこれを拾って引渡すこと。
10. 農耕地や幼齢造林地に踏みこんで、所有者に被害を与えないようにすること。
11. 保護区域を大切にすること。
12. 山火事を起こさないように注意すること。
13. 猟犬は適正に管理すること。

凡 例	
	鳥 獣 保 護 区
	特 別 保 護 地 区
	特定猟具使用禁止区域(銃)
	鉛 散 弾 規 制 地 域
	天 然 記 念 物 指 定 地
	オリエンテーリングパーマネントコース区域
	国 有 林
	官 行 造 林 地
	旧 市 町 界 ・ 名

- 1 狩猟期間の延長：
京都府では、ニホンジカとイノシシの猟期を1ヶ月間延長しています。
(通常：11/15～2/15 → 今年度：11/15～3/15)
※ニホンジカとイノシシ以外の狩猟鳥獣の狩猟期間は11/15から2/15までです。
- 2 京都府内では、ヤマシギ及びクログオモの狩猟は禁止です。
★出猟カレンダーは、登録証と一緒に提出してください。

京都府(京都市)における日の出の日の入の時刻推定表											
京都府庁気象課 R8.11～R9.3 (資料 国立天文台)											
日	11月	12月	1月	2月	3月	日	11月	12月	1月	2月	3月
日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入	日の出	日の入
1日	6:46	16:45	7:05	16:56	6:56	17:25	6:27	17:52			
2日	6:47	16:45	7:05	16:57	6:56	17:25	6:27	17:53			
3日	6:48	16:45	7:05	16:57	6:55	17:27	6:25	17:54			
4日	6:49	16:45	7:05	16:58	6:54	17:28	6:23	17:55			
5日	6:50	16:45	7:05	16:59	6:53	17:29	6:22	17:56			
6日			6:50	16:45	7:05	17:00	6:52	17:30	6:21	17:56	
7日			6:51	16:45	7:05	17:01	6:51	17:31	6:19	17:57	
8日			6:52	16:45	7:05	17:02	6:50	17:32	6:18	17:58	
9日			6:53	16:45	7:05	17:02	6:50	17:33	6:17	17:59	
10日			6:54	16:45	7:05	17:03	6:49	17:34	6:15	18:00	
11日			6:54	16:45	7:05	17:04	6:48	17:35	6:14	18:01	
12日			6:55	16:45	7:05	17:05	6:47	17:36	6:13	18:02	
13日			6:56	16:45	7:05	17:06	6:46	17:37	6:11	18:02	
14日			6:56	16:45	7:05	17:07	6:45	17:38	6:10	18:03	
15日	6:31	16:52	6:57	16:47	7:05	17:08	6:44	17:39	6:09	18:04	
16日	6:32	16:51	6:58	16:47	7:04	17:09	6:43	17:40			
17日	6:33	16:51	6:58	16:47	7:04	17:10	6:41	17:41			
18日	6:34	16:50	6:59	16:48	7:04	17:11	6:40	17:42			
19日	6:35	16:49	7:00	16:48	7:03	17:12	6:39	17:43			
20日	6:36	16:49	7:00	16:49	7:03	17:13	6:38	17:44			
21日	6:37	16:49	7:01	16:49	7:03	17:14	6:37	17:45			
22日	6:38	16:48	7:01	16:50	7:02	17:15	6:36	17:46			
23日	6:39	16:48	7:02	16:50	7:02	17:16	6:35	17:47			
24日	6:40	16:47	7:02	16:51	7:01	17:17	6:33	17:48			
25日	6:41	16:47	7:03	16:51	7:01	17:18	6:32	17:48			
26日	6:41	16:47	7:03	16:52	7:00	17:19	6:31	17:49			
27日	6:42	16:46	7:03	16:52	7:00	17:20	6:30	17:50			
28日	6:43	16:46	7:04	16:53	6:59	17:21	6:29	17:51			
29日	6:44	16:46	7:04	16:54	6:58	17:22					
30日	6:45	16:46	7:04	16:54	6:58	17:23					
31日			7:05	16:55	6:57	17:24					

(注) この表は推定表です。必ず事前に最新の情報を確認ください。

京都府鳥獣保護区等一覧表

国指定鳥獣保護区			
番号	名 称	面積(ha)	所在地
1	冠島鳥獣保護区	1,300	舞鶴市
2	冠島鳥獣特別保護地区	44	舞鶴市
鳥 獣 保 護 区			
番号	名 称	面積(ha)	所在地
1	高山ダム周辺鳥獣保護区	574	相楽郡山崎町
2	空 谷	560	山崎町
3	湯 谷	119	相楽町
4	永 谷	24	相楽町
5	神 谷	173	木津川市(旧山崎町)
6	甘 南 山	600	京丹波市
7	男 山	353	八幡市
8	天 正 池	100	京丹波市
9	天 正 池	87	京丹波市
10	神 谷	28	京丹波市
11	宮ノ谷	68	京丹波市
12	折 尾	250	宇治市
13	折 尾	205	宇治市
14	折 尾	794	京都市
15	折 尾	140	京都市
16	天 正 池	174	京丹波市
17	天 正 池	30	京丹波市
18	天 正 池	78	京丹波市
19	天 正 池	2,101	京丹波市
20	宝 池	215	京丹波市
21	比 叺	130	京丹波市
22	比 叺	24	京丹波市
23	花 丁	296	京丹波市
24	大 池	91	京丹波市
25	大 池	257	京丹波市
26	大 池	65	京丹波市
27	大 池	493	京丹波市
28	大 池	300	京丹波市
29	大 池	59	京丹波市
30	大 池	42	京丹波市
31	大 池	463	京丹波市
32	大 池	15	京丹波市
33	大 池	346	京丹波市
34	大 池	164	京丹波市
35	大 池	238	京丹波市
36	大 池	104	京丹波市
37	大 池	1,710	京丹波市
38	大 池	210	京丹波市
39	大 池	465	京丹波市
40	大 池	59	京丹波市
41	大 池	1,418	京丹波市
42	大 池	200	京丹波市
43	大 池	32	京丹波市
44	大 池	5	京丹波市
45	大 池	279	京丹波市
46	大 池	11	京丹波市
47	大 池	2,451	京丹波市
48	大 池	44	京丹波市
49	大 池	3,243	京丹波市
50	大 池	260	京丹波市
51	大 池	303	京丹波市
52	大 池	107	京丹波市
53	大 池	47	京丹波市
54	大 池	205	京丹波市
55	大 池	226	京丹波市
56	大 池	91	京丹波市
57	大 池	713	京丹波市

特定猟具使用禁止区域(銃)			
番号	名 称	面積(ha)	所在地
1	加 茂 町	350	木津川市(旧加茂町)
2	木 津 川	156	木津川市(旧加茂町)
3	山 崎 町	1,717	木津川市(旧加茂町)
4	山 崎 町	632	木津川市(旧加茂町)
5	相 楽 町	2,544	相楽郡精華町
6	宇 治 市	102	相楽郡宇治市
7	宇 治 市	559	相楽郡宇治市
8	京 丹 波 市	3,720	京丹波市
9	八 幡 市	2,051	八幡市
10	城 市	1,982	城 市
11	久 世 町	1,359	久世町
12	宇 治 市	2,476	宇治市
13	宇 治 市	14	宇治市
14	京 丹 波 市	1,745	京丹波市
15	京 丹 波 市	813	京丹波市
16	京 丹 波 市	2,236	京丹波市
17	大 山 崎 町	107	乙訓郡大山崎町
18	京 丹 波 市	9,004	京丹波市
19	京 丹 波 市	1,040	京丹波市
20	西 京 市	959	西京市
21	向 日 市	772	向日市
22	長 岡 京 市	164	長岡京市
23	亀 岡 市	232	亀岡市
24	亀 岡 市	232	亀岡市
25	亀 岡 市	550	亀岡市
26	京 丹 波 市	364	京丹波市
27	通 野 市	142	通野市
28	通 野 市	142	通野市
29	京 丹 波 市	305	京丹波市
30	京 丹 波 市	334	京丹波市
31	京 丹 波 市	259	京丹波市
32	京 丹 波 市	259	京丹波市
33	京 丹 波 市	251	京丹波市
34	京 丹 波 市	76	京丹波市
35	京 丹 波 市	317	京丹波市
36	京 丹 波 市	76	京丹波市
37	京 丹 波 市	72	京丹波市
38	京 丹 波 市	106	京丹波市
39	京 丹 波 市	4,559	京丹波市
40	京 丹 波 市	258	京丹波市
41	京 丹 波 市	672	京丹波市
42	京 丹 波 市	253	京丹波市
43	京 丹 波 市	68	京丹波市
44	京 丹 波 市	460	京丹波市
45	京 丹 波 市	550	京丹波市
46	京 丹 波 市	1,275	京丹波市
47	京 丹 波 市	1,499	京丹波市
48	京 丹 波 市	40	京丹波市
49	京 丹 波 市	126	京丹波市
50	京 丹 波 市	234	京丹波市
51	京 丹 波 市	1,163	京丹波市
52	京 丹 波 市	662	京丹波市
53	京 丹 波 市	246	京丹波市
54	京 丹 波 市	12	京丹波市
55	京 丹 波 市	19	京丹波市
56	京 丹 波 市	69	京丹波市
57	京 丹 波 市	163	京丹波市
58	京 丹 波 市	46	京丹波市
59	京 丹 波 市	206	京丹波市
60	京 丹 波 市	21	京丹波市
61	京 丹 波 市	465	京丹波市
62	京 丹 波 市	374	京丹波市
63	京 丹 波 市	95	京丹波市
64	京 丹 波 市	120	京丹波市
65	京 丹 波 市	78	京丹波市
66	京 丹 波 市	52	京丹波市
67	京 丹 波 市	26	京丹波市

特定猟具使用禁止区域(銃・くわ)			
番号	名 称	面積(ha)	所 在 地
1	八木町 特定猟具使用禁止区域(銃・くわ)	342	南丹市 (旧八木町)
鉛 散 弾 規 制 地 域			
番号	名 称	面積(ha)	所 在 地
1	由良川河口鉛散弾規制地域	78	舞鶴市
天 然 記 念 物			
番号	名 称	所 在 地	
イ	比叡山鳥類繁殖地	京都市	
ロ	オオミズナギドリ繁殖地	舞鶴市	
オリエンテーリングパーマネントコース			
番号	名 称	所 在 地	
イ	三 段 池	福知山市	
ロ	山 崎 池	木津川市 (旧山崎町)	
ハ	宇治平等院大池	宇治市	
ニ	天 王 山	乙訓郡大山崎町	
ホ	丹 波 山	亀岡市	
ヘ	丹波自然遊楽公園	船井郡丹波市	
ト	四 ツ 尾 山	姫路市	

銃の取扱注意

銃の取扱いは十分注意しましょう。

1. 使用前に銃を点検し機能の健全なものを使用する。
2. 中古銃を購入した場合は、銃器の専門技術者の点検を受け、健全な銃であることを確認する。
3. 銃を手にしたときや銃から離れるときは、装填の有無を調べ、装填してあれば脱包する。
4. 発射の必要が起る直前まで装填せず、発射の必要が過のいたら脱包する。
5. 他人の銃には無断で手を触れない。
6. 使用する銃と獲物とに適合する実包や弾丸を使用する。
7. わやみに重畳実包の使用を避け、また速射やとっさの射撃をつつむ。
8. 安全装置を過信しない。
9. 銃口を人畜・建物・車・船など危険の生ずるおそれのある方向に向けない。
10. 必要のある場合のほかは、みだりに引鉄に手を触れない。
11. 失先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しない。
12. 疲勞を覚えたらず猟を中止する。
13. 酒氣をおびて銃を手につけない。
14. 危険な扱い方をしている人には誰であってても注意するようにし、注意されたら快く改める。